

# 品川区教育委員会会議記録

平成 24 年 第 8 回 臨時会

場 所 教育委員室  
期 日 平成 24 年 11 月 29 日  
開 会 午後 2 時 00 分  
閉 会 午後 3 時 06 分

|      |          |        |
|------|----------|--------|
| 出席委員 | 委 員 長    | 市川 信之助 |
|      | 委員長職務代理者 | 鈴木 敏夫  |
|      | 委 員      | 安尾 久子  |
|      | 委 員      | 波多野 美佳 |
| 欠席委員 | 教 育 長    | 若月 秀夫  |

|      |         |       |
|------|---------|-------|
| 出席職員 | 教 育 次 長 | 田村 信二 |
|      | 庶 務 課 長 | 齋藤 信彦 |
|      | 学 務 課 長 | 和氣 正典 |
|      | 指 導 課 長 | 太田 元  |
|      | 品川図書館長  | 中元 康子 |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 議事運営<br>および<br>委員長、教育<br>長報告事項等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 署名委員に鈴木委員、安尾委員を指名。</li> <li>・ 日程第2 第46号議案および第47号議案「幼稚園教育職員の任免等について」、日程第3 報告事項3「都費教職員の任免等に関する内申について」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。</li> </ul> |
|---------------------------------|---|

|        |  |
|--------|--|
| 件名     | 日程第1 報告事項1<br>教育委員会教育長の職務代理について                                      |
| 担当課説明等 | (庶務課長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭にて説明</li> </ul> |
| 委員質疑要旨 | 特になし   |
| 事務局説明  | 特になし   |
| 委員意見要旨 | 特になし   |
| 議事結果   | 了承   |

|        |  |
|--------|--|
| 件名     | 日程第2 第45号議案<br>品川区立豊葉の杜小学校通学区域の取扱いについて |
| 担当課説明等 | (学務課長)<br>・ 資料に基づき説明                   |
| 委員質疑要旨 | 特になし                                   |
| 事務局説明  | 特になし                                   |
| 委員意見要旨 | 特になし                                   |
| 議事結果   | 原案可決                                   |

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | 日程第2 第46号議案および第47号議案<br>幼稚園教育職員の任免等について |
| 担当課説明等 |   |
| 委員質疑要旨 |   |
| 事務局説明  |   |
| 委員意見要旨 |   |
| 議事結果   | 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。       |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>件名</p>     | <p>日程第3 報告事項2<br/>平成25年度抽選校の結果について</p>   |
| <p>担当課説明等</p> | <p>(学務課長)<br/>・ 資料に基づき説明</p>   |
| <p>委員質疑要旨</p> | <p>(委員E)<br/>・ 小学校において、学区域の児童は無抽選で入学でき、受け入れ枠を超えた場合、ブロック内の児童は抽選になるとの説明があったが、学区域とブロックとの違いは何か。</p> <p>(委員D)<br/>・ 学区域の児童・生徒は無抽選で入学できるとのことだが、資料より、現時点で第三日野小学校、日野学園（日野中学校）の抽選枠は超えていることがわかる。何割かは私学を希望するため、受け入れは可能との説明があったが、私学を希望せず学区域に残った場合は、当該校に入学できるのか。</p> <p>(委員B)<br/>・ 平成25年度の抽選校の結果は、最終的にいつ決定するのか。</p> <p>(委員D)<br/>・ 待機者において、希望した学校に入学することができなかった場合はどうなるのか。</p>  |
| <p>事務局説明</p>  | <p>(学務課長)<br/>・ あらかじめ想定されている通学区域の小学校を希望する児童は、無抽選で入学できる。小学校の場合、通学のことを考え、区内38校を品川・大崎、大井・八潮、荏原西、荏原東の4ブロックに分け、通学区域が属するブロック内の小学校からしか学校を選択することができない制度としている。ただし、小中一貫校については、ブロック外でも学校を選択することができる。</p> <p>・ 学区域の児童・生徒は、無抽選で学校に入学させなければならない。従って、学区域の児童・生徒が各学校の受け入れ枠を超えた場合でも、教室を増やしたり仮設校舎を建てる等、受け入れの対応をしなければならない。現時点で、第三日野小学校、日野学園（日野中学校）の学区域の児童・生徒は受け入れ枠を超えているが、当該校においては、例年、私学へ入学を希望する傾向があるため、学区域の児童・生徒数は受け入れ枠内に納まると考えている。</p> <p>・ 平成25年度の抽選校の最終結果は、小学校は1月末、中学校は2月末に決定する。</p> <p>・ 待機者において、希望する学校に入学することができなかった場合、元の学区域に戻り、学区域の学校に入学していただくか、抽選となっていない新たな学校を選択していただくことになる。なお、元の学区域の学校以外を選択する場合は、指定校変更制度を使用することとなるが、相当な理由がなければ認められないことになっている。</p> |
| <p>委員意見要旨</p> | <p>特になし</p>  |
| <p>議事結果</p>   | <p>了承</p>  |

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 件名     | 日程第3 報告事項3<br>都費教職員の任免等に関する内申について |
| 担当課説明等 |                                   |
| 委員質疑要旨 |                                   |
| 事務局説明  |                                   |
| 委員意見要旨 |                                   |
| 議事結果   | 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。 |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>件名</p>     | <p>日程第3 報告事項4<br/>平成24年東京都人事委員会勧告の概要について</p>  |
| <p>担当課説明等</p> | <p>(指導課長)<br/>・ 資料に基づき説明</p>  |
| <p>委員質疑要旨</p> | <p>(委員B)<br/>・ 東京都人事委員会勧告は、区固有教員についてのみ該当するのか。</p> <p>(委員E)<br/>・ 東京都人事委員会勧告の住居手当の見直しでは、支給金額が15,000円に改定されることになっているが、支給金額は増額しているのか。</p> <p>(委員A)<br/>・ 東京都の他の市についての勧告はどうなっているのか。</p>  |
| <p>事務局説明</p>  | <p>(指導課長)<br/>・ 東京都人事委員会勧告は、区固有教員についてのみ該当するものである。なお、区固有教員は区の職員であるが、特別区人事委員会の勧告において「東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当」とされており、東京都の給料表を準用して区の実態に基づき条例改正を行う必要がある。また、東京都人事委員会勧告では、住居手当の見直しを行い「自宅に居住する職員及び管理職は支給対象外」とし官民較差を解消するものだが、区の諸手当の基準が適用される区固有教員は、特別区において住居手当の見直しを行わない。なお、例年通り、官民較差を解消するため、年度末の期末手当で調整を行う。</p> <p>(教育次長)<br/>・ 教員の給料表は、23区では千代田区、墨田区、杉並区が作成しているが、東京都はその3区のために給料表改正の勧告は行わない。その替用として、東京都の給料表を準用するようになっている。今回、東京都は、国に合わせて住居手当の見直しを行い「支給対象者を若年層の借間・借家に居住する世帯主等に限定。自宅に居住する職員及び管理職は支給対象外」とし、若年層について住居手当の増額を行った。</p> <p>(指導課長)<br/>・ 東京都の人事委員会勧告において、住居手当の支給額は15,000円に改定されるが、増額となるのは当該年度末35歳未満の若年層の借間・借家に居住する世帯主等に限定され、自宅に居住する職員及び管理職は支給対象外となる。</p> <p>(教育次長)<br/>・ 東京都の他の市についての勧告内容は不明である。各市によって勧告内容は様々であると考えるが、官民較差を解消するために給料等について下がっていることは確実である。</p> |
| <p>委員意見要旨</p> | <p>特になし</p>   |
| <p>議事結果</p>   | <p>了承</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>件名</p>     | <p>追加議事日程<br/> 第48号議案<br/> 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について<br/> 第49号議案<br/> 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について</p> |
| <p>担当課説明等</p> | <p>(指導課長)<br/> ・ 資料に基づき説明</p>  |
| <p>委員質疑要旨</p> | <p>特になし</p>  |
| <p>事務局説明</p>  | <p>特になし</p>  |
| <p>委員意見要旨</p> | <p>特になし</p>  |
| <p>議事結果</p>   | <p>原案可決</p>  |